

香芝市 子ども・子育て会議 議事要旨

会議名	令和7年度 第1回 子ども・子育て会議
開催日時	令和8年1月29日（木）午前10時00分から11時30分まで
開催場所	香芝市総合福祉センター 3階 会議室1
出席者	加藤会長、横山副会長、東委員、井原委員、奥委員、佐竹委員、清水委員、赤土委員、津本委員、出川委員、村井委員
欠席者	なし
事務局	子ども家庭部次長（児童福祉課長事務取扱）、教育部次長（子ども家庭部次長兼務）、保育幼稚園課長、保育幼稚園課員、児童福祉課員
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長及び副会長の選出について 2 香芝市こども計画概要、掲載事業の変更及び追加点について 3 香芝市子どもの権利条例（仮）の内容検討 4 その他
公開・非公開の別	公開とする 傍聴人 1名
資料	<p>資料1-1 香芝市こども計画概要</p> <p>資料1-2 こども計画変更点まとめ</p> <p>資料2-1 子どもの権利条例（案）制定に向けた協議資料</p> <p>資料2-2 子どもの権利条約一覧</p> <p>資料2-3 子どもの権利条約関連事業まとめ</p> <p>資料2-4 子どもの権利条例アンケート 集計資料</p> <p>資料2-5 委員各位への事前アンケート結果</p>

議事の経過

- ・開会
- ・資料の確認
- ・欠席者の報告及び定足数の確認

案件1 会長及び副会長の選出について

概要

委員改選後、初回の開催であるため、本会議の会長及び副会長の選出を行った。
会長には加藤委員、副会長には横山委員が推薦され、委員各位からの承認をもって決定した。

案件2 香芝市こども計画概要、掲載事業の変更及び追加点について

<事務局説明 資料1-1、資料1-2 >

1 概要

委員改選後、初回の開催であるため、現在推進している「香芝市こども計画」についての説明を行った。

令和7年3月策定の本計画において、現在に至るまでにあった記載内容の変更等についての報告を行った。

2 質疑及び意見

(委員) 変更点のうち、LED化等の工事について、民間の保育所又は幼稚園が含まれるのか。対象となる施設は、公立の保育施設等だけか。

(保育幼稚園課長) 変更点に挙げた令和8年度の改修は、公立施設を対象にしている。民間の保育施設等の施設整備については、交付金が活用できる場合があるため、例年夏頃に予算の要望を伺っている。要望については、その際に改めて相談をお受けしたい。

(委員) こども計画は、市全体に係る計画であるため、公立の保育施設等のみを対象とする事業を掲載することに少し違和感があったが、納得した。

(委員) 香芝市こども計画の成果や進捗はどのように確認するのか。

(子ども家庭部次長(児童福祉課長事務取扱)) 本計画が令和7年3月策定のものであるため、次年度以降の子ども・子育て会議にて事業の進捗を確認しながら進めていきたい。

案件3 香芝市子どもの権利条例(仮)の内容検討

<事務局説明 資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5 >

1 概要

香芝市において、子どもの権利条例の制定を目指す運びとなった。まずは本会議にて、委員各位より条例を検討するに当たっての土台となる御意見を頂く。

2 質疑及び意見

(委員) 資料に、子どもの権利条例を検討に当たり、「アドバイザーによる助言」とあるが、このアドバイザーとはどのような人物なのか。

(子ども家庭部次長(児童福祉課長事務取扱)) アドバイザーの正式名称は「支援弁護士」である。本件において協定を締結している大阪弁護士会所属の弁護士3名に協力を依頼している。1名は保育士資格および教員免許を保有する女性弁護士である。他の2名についても、他市における子どもの権利条例の制定に関与した実績があるほか、スクールロイヤーやいじめ対策委員会の委員を務めるなど、当該分野に精通した専門家である。

(委員) 子どもの権利条例を制定するに当たって、制定までの一般的な流れというのはあるか。

(子ども家庭部次長(児童福祉課長事務取扱)) 正しい作り方や流れというのではない。会議を開催し、幅広い年齢層から意見を聞いている場合もあれば、市役所職員が庁内にて検討及び作成をし、議会へ提出する場合もある。香芝市は、議会にて「本条例の制定に向けて諮問機関から幅広い意見を聴くこと。」という意見があった。そこで、公募の方を含めた、子どもについて多様な視点を持っておられる委員で構成された子ども・子育て会議にて、意見を聴かせていただくこととした。

(委員) 第6条「生きる権利・育つ権利」の意見「大人の気分で、小さなことでも強く叱られた。」に共感した。自身にも息子と娘がいるが、息子にはきつく言ってしまっていたかもしれないと反省した。

(委員) 第13条「表現の自由」について、私の時代には男は青、女は赤のような風潮があったが、今はだんだん自由になってきているように思う。しかし、教育関係の現場を見ると、まだまだ残っている部分もあるので、大人が考えていけないといけない。

(委員) 私も子どもに対して、自分に余裕がないときには強く言うてしまうことがあったことを反省した。また、私も先の意見のとおり、いまだに根付いている不必要な慣習のようなものがあるように思う。ただ、第19条「あらゆる暴力からの保護」について、体罰は現在の教育現場では見られなくなってきており、少しずつ良い方向に変わってきていると感じている。

(委員) 思考や行動がゆっくりである子や規律性調整障害による不登校に対する理解や支援が進めばいいと思っている。周囲から「早くしなさい。」ということは何度も言われて、保育園に行きたくなくなった事例を知っている。自身がそういった面を理解し、支える側として勤務をしているので、どうすれば専門的な知識を、教育機関で働く方につなげていけるのかということを考え、モヤモヤとしてしまう。

(委員) 第23条「障がいのある子ども」において、私自身、特別支援教育に携わってきた経歴があり、障害のある子が活用できるような、障害に理解のある場が増えていっているように思う。しかし、やはり「周囲からの理解」の面が課題である。また、当事者がそういった場につながりにくい状況が多くあり、その要因は、大人の理解にあると考えている。学校の中で考えるだけではなく、地域で障害への理解を進めることが課題だと

思う。

(委員) 「子どもの権利(条約)」について、子どもも大人も知らない方が多い。子どもの権利条例を制定するのは、そういった方々に子どもの権利を広めていく役割もあると思う。条例制定後、子どもに広める手段として、文房具等の身近なものを用いるなど、いつでも情報が手に入るようなことを検討するのはいかがか。困っている子どもが、どこにどのような行動をすればよいのかを案内できれば、より良いと思う。

(委員) 子どものアンケートを見ると、今苦しんでいる子が少なからずいるので、スピード感をもって作ることに賛成である。その上で、制定後が大切であると私も強く思う。年に1回の権利に関係する週間を作るとか、市と地域と自治会等が皆で一斉に発信する機会を作って、繰り返し伝えていく必要があると考える。この会議においても、制定後のことを検討すべきだと思う。

(委員) お互いを思いやることで、相手の権利と自分の権利を身近にあるものとして、子どもたちが本当に権利を日常に落とし込むことができるように思う。

(委員) 香芝市で、障害のある方がもっと自由に生活できるように進んでいけば、その街で育つ子どもは、自然と障害への理解が深まるように思う。昨今、どんどん多様性が認められている世の中であるため、条例は網羅的に作っていくのが良いと思う。

案件4 その他

1 概要

保育幼稚園課より2点報告を行った。

- ・保育ニーズに対応するため、公募により事業者を選定し、令和8年4月に定員19人の「五位堂せいかなーサリー」が開園する。今後も人口の動向及び保育ニーズを踏まえて、小規模保育事業を含めた多様な手法により保育の受け皿の確保に努める。
- ・乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)について、令和8年4月からの事業開始を予定している。

2 質疑及び意見

(委員) 子育て中の保護者が集まる場所で勤務しているが、最近は保護者から「保育園に落ちた。」「保育難民になった。」との声をよく聞く。それにより「仕事を辞めなければならぬ。」というお話も聞いた。特に1月～3月生まれの1歳児クラス入園となる早生まれの子どもについて、「入園できなかった。」という声を多く聞いたように思う。最近では共働き家庭も増えているので、そういった方々が、仕事を辞めなくてもいいように保育の量を調整してほしい。

(委員) 私の経験で、早生まれの子を預ける際に、生まれる前から行動をしなければならなかったように思う。私の場合、県外にある勤務地の近くの保育所に預けることができた。私は知っていたから行動できたが、情報の量と速さによって知らない人が損をするという状況を改善すべきだと考える。そのためには、広報周知がもっと必要であると思う。

また、市内に保育施設を増設すること以外の手段として、少子化に伴って定員に空きがある園が増えてくると思うので、園同士もしくは園と行政が協力しながら、保育の枠を十分に確保して活用できるようにしてほしいと思う。

(保育幼稚園課長) 乳児等通園支援事業については、現時点で準備段階であるため、情報発信はできていない。今後は広報紙、ホームページ及び子育て世帯の保護者が集まる場へのチラシ配布等で周知していくことを検討している。

(委員) これからの広報周知について、母子健診等で広報を行うと事業の対象者と合致するので良いと思う。

- ・次回以降の会議開催案内
- ・閉会